

国がん発第63147号

令和6年11月1日

各都道府県知事 殿

国立研究開発法人国立がん研究センター
理事長 中釜



全国がん登録における死亡者新規がん情報に基づく通知について（遡り調査）

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）において、原発性のがんごとに、病院等からの届出対象情報に加え、法第11条に基づいて作成及び提出される死亡者情報票を審査整理してデータベースを整備し、原発性のがんの把握をすることとされている。

今般、法第14条に基づき、死亡者情報票によって初めて判明したがん（死亡者新規がん情報）に関して、別添のとおり、厚生労働省令で定める事項を、貴職宛に通知するものである。

貴職におかれては、法第16条に基づき、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院等の管理者に対して、病院等の診療情報を閲覧し、データベース内の未届情報の有無を調べることの協力を求めることを依頼する（遡り調査）。また、未届情報がある場合には、法第6条に基づく届出を促さなければならない。

本調査について、貴管内の病院等の管理者に周知徹底されたい。法第4条の精神に照らし、国、都道府県、病院及び診療所の開設者及び管理者が協力し、適切な安全管理措置を講じつつ、がん登録等を推進することをお願いする。